

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 3 日

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

地域外来・検査センターの運営に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
令和2年5月13日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

地域外来・検査センターの運営に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・都市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）等において、都道府県医師会・都市区医師会等に対して行政検査を集中的に実施する機関としての帰国者・接触者外来（以下「地域外来・検査センター」という。）の運営委託を行うことができること等についてお示ししているところである。

今般、地域外来・検査センターの運営に係る医療法上の臨時的な取扱いについて下記のとおり定めるので、内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

1. 現に運営している病院、診療所の管理者が、地域の感染拡大状況を踏まえた検査体制の確保のために設置する地域外来・検査センターを管理する場合には、医療法施行規則（昭和23年省令第50号）第9条第4項第2号で定める「その他都道府県知事が適当と認めた場合」に該当し、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第12条第2項に規定する都道府県知事等の許可を行うことができること。また、この場合において、管理者がその管理する医療機関及び地域外来・検査センターの運営に支障を来すことなく、医療の安全が十分確保されることを都道府県知事等が確認した上で、法第12条第2項に規定する許可は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。
2. 医療機関の管理者については、法に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として常勤であることが求められるが、地域外来・検査センターについては、常時連絡を取れる体制を確保する等、その責務を確実に果たすことができるようにする場合には、常勤する医師でなくとも管理者となることができることとする。なお、この

取扱いについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的なものである旨、申し添える。

3. 病院、診療所の管理者が、地域外来・検査センターの管理者となること等を理由として、現に運営している病院、診療所において一定期間診療に従事しない場合には、「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和2年4月17日付け医政総発0417第1号・医政地発0417第1号・健感発0417第1号厚生労働省医政局総務課長、医政局地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知）の2で定める「新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等の医療活動に従事する場合」に該当し、当該管理者が必要に応じて一時的に管理者に代わる医師を確保する（複数の医師による協力を得て開院日毎に管理者に代わる者を確保することを含む。）とともに、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にするときは、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第4条第3項及び第4条の2第2項で規定する届出は行わずに当該病院等における診療の継続を認めることとして差し支えない。

4. 地域外来・検査センターの運営に係る業務に従事するため、現に運営している病院、診療所の診療日や診療時間を変更する場合には、令第4条第3項及び第4条の2第2項に基づく届出は、事後の適切な時期に行うこととして差し支えないこと。また、地域における休日・夜間の医療提供を目的として現に運営する病院、診療所を地域外来・検査センターとして活用する場合についても同様とする。